



(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成35年06月30日

埼玉県知事 殿

提出者

住 所 東京都江東区亀戸1-39-7

氏 名 多田建設株式会社

代表取締役 佐藤俊也

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-3683-3246

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	多田建設株式会社
事業場の所在地	東京都江東区亀戸1-39-7
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	42,130百万円(令和4年度完成工事高)
③従業員数	323名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	2,648.0 t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・発生抑制のため、工程内での取組み ・原材料や資材の効率的利用の取組み ・発生抑制のため、調達方法の工夫 		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	2,511.0 t	t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・発生抑制のため、工程内での取組み ・原材料や資材の効率的利用の取組み ・発生抑制のため、調達方法の工夫 ・発生抑制に関する教育・研修の取組み 		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・7品目：建設汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、がれき類、建設混合廃棄物 ・分別に関する作業、分別の方法、体制の改善 ・分別施設の設置状況の改善
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・8品目：建設汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、がれき類、建設混合廃棄物、廃石膏ボード ・分別に関する作業、分別の方法、体制の改善 ・分別施設の設置状況の改善

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	2,648.0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1,324.0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	2,648.0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・製品納入業者にあつては、梱包材や養生材を必要最小限にしよう。 ・混合廃棄物を分別して委託量を減少する。 ・再生処理を念頭に於いた分別を徹底する。 ・分別ボックスを小口化する。(エコパレットを使用) ・委託業者の選定にあつては、再生利用、熱回収をおこなっている「産廃エキスパート」業者を優先させる。 			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	2,511.0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1,381.1 t	t
	再生利用業者への処理委託量	2,511.0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品納入業者にあつては、梱包材や養生材を必要最小限にしてもらう。 ・混合廃棄物を分別して委託量を減少する。 ・再生処理を念頭に於いた分別を徹底する。 ・分別ボックスを小口化する。(エコパレットを使用) ・委託業者の選定にあつては、再生利用。熱回収をおこなっている「産廃エキスパート」業者を優先させる。 ・委託業者の中間処理場の現地調査を実施する。 		
※事務処理欄			

備考備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下
(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の
工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)
模が分かるような前年度の実績を記入すること。模が分かるような前年度
(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から、
の一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の
間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃
処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類
を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清
令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利
施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の
る処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回
への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、
おり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。ま
種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入
すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入す
「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

ること。前年度の産業廃棄物

に従って記入すること。「当該

の場合における元請完成

等の業種に応じ事業規

の実績を記入すること。

最終処分が終了するまで

)を記入すること。

の種類ごとに、自ら中

棄物の量と、自ら中間

を記入すること。

ごとに、全処理委託量

清掃に関する法律施行

用委託量、認定熱回収

認定を受けた者)であ

んを行っている処理業者

ら。

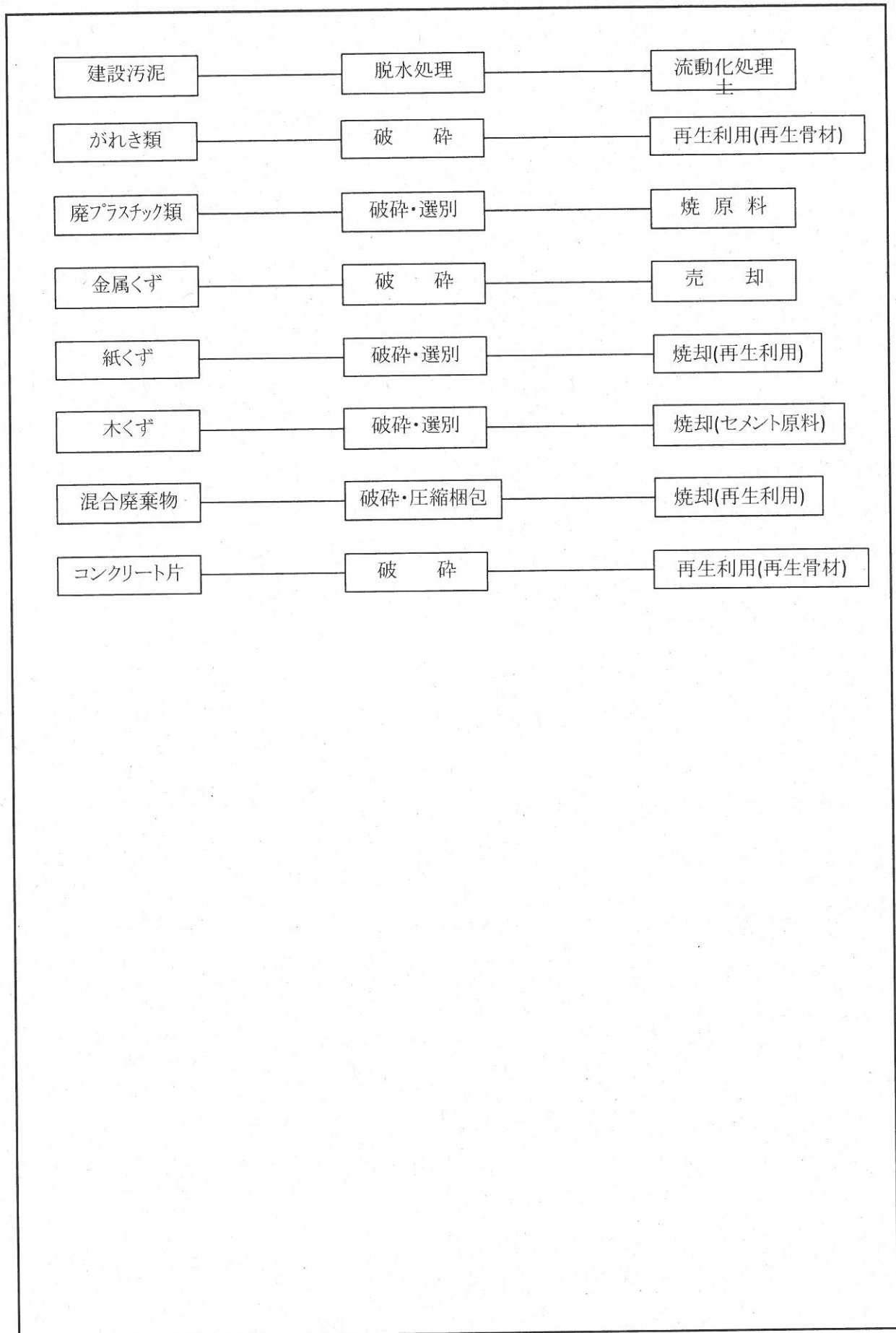
当該欄に「別紙のと

りた、産業廃棄物の

りし、当該欄に記入

すべき事項がないときは、

別添 1 処理工程図



別添2 管理体制図

